

PTA総会資料

人吉市立西瀬小学校PTA

※ 総会成立宣言 (三浦 書記)

人吉市立西瀬小学校PTA規約第8章第11条

「総会は会員の2分の1以上の出席によって成立します。ただし、委任状をもって出席とみなします。」(会員数116:出席数、委任状41、計)

進行 (三浦 書記)

- 1 開 会 (副会長)
- 2 挨 拶 (1) 熊澤 会長
(2) 黒木 校長
- 3 表 彰
※表彰者の紹介 (副会長) P 1 ~ 2
- 4 議長選出
議長 ()
- 5 議 事
 - (1) 令和7年度事業報告について (熊澤 会長) P 3 ~ 5
 - (2) 令和7年度決算報告について (林 会計) P 6
 - (3) 令和7年度会計監査について (山崎・田原 監事)
 - (4) PTA規約について (熊澤 会長) P 7 ~ 9
 - (5) PTA役員選出規程について (熊澤 会長) P 10
 - (6) PTA表彰・慶弔規程について (熊澤 会長) P 11
 - (7) PTA旅費規程について (熊澤 会長) P 12
 - (8) 令和8年度役員改選について (大崎 選考委員長) P 13
- ※ 新旧役員挨拶
- (9) 令和8年度事業計画案について (会長) P 14
- (10) 令和8年度予算案について (会計) P 15
- 6 議長解任
- 7 諸連絡
 - (1) 西瀬小のきまりについて (生徒指導担当) P 16
 - (2) 緊急時の対応及び連絡方法について (防災主任) P 17
 - (3) 日本スポーツ振興センター等について (養護、教頭) P 18
 - (4) 学校給食費について P 19
 - (5) PTA会費の納入について (事務担当) P 20
 - (6) その他
 - (7) 西瀬小学校職員紹介 (教頭) P 22

<資料>

○わくわくサポーターについて ○熊本県PTA共済のご案内

- 8 閉 会 (新副会長)

P T A表彰について

1 市P連表彰対象者

表彰者 (敬称略)	表 彰 理 由
西村 忠将	平成29年度から6年間、副会長を務めた。令和5年度からの1年間は父親委員長を務めた。令和6年度から1年間永野地区委員を務めた。令和7年度には第6学年委員長を務めた。通算9年間で役員として活動し、本校P T A活動に多大なる功績を残した。
松舟 伸	家庭教育委員長を6年務めた。給食エプロンの補修、運動会準備、各行事での来校者の接待等を行うことで、児童の心身の発達、学校教育への理解を深める活動を推進した。

人吉市P T A連絡協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、P T Aにおける活動が社会教育の発展に貢献したことに対して表彰を行い、教育の向上と文化の振興に寄与することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、個人または団体とする。個人とは、過去にP T A会員であったか、又は、現在P T Aの会員である個人。団体とは、小・中学校の単位P T Aとする。

(表彰の範囲)

第3条 被表彰者が、次の事項について活動が顕著であると認められるときに表彰をするものとする。

- | | | | |
|--------------------|------|---------|------|
| (1) 会長 | 1年以上 | (2) 副会長 | 2年以上 |
| (3) 書記 | 2年以上 | (4) 会計 | 2年以上 |
| (5) 家庭教育部長・家庭教育委員長 | 2年以上 | | |

(特別表彰)

第4条 本会の会長会で、特にその功績が認められたときは、特別に表彰することができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与し、記念品の贈呈をすることがある。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、総会において行う。ただし、事情によっては臨時にこれを行うことができる。

(表彰の手続)

第7条 表彰の手続きは、各単位P T Aから本会に推薦書を提出し、その推薦書に基づき選考委員会において選考のうえ決定する。推薦書は、別紙様式による。

第8条 選考委員会は、会長会を持って組織する。

第9条 表彰は、人吉市P T A連絡協議会長及び人吉市教育長の連名において行うものとする。

本規程は、昭和51年4月 1日 施行

本規程は、平成 2年4月 1日 施行

2 本会表彰対象者（令和8年度PTA総会時表彰）

表彰者（敬称略）	表 彰 理 由
西村 忠将	市P連表彰の理由と同じ
松舟 伸	市P連表彰の理由と同じ

人吉市立西瀬小学校PTA表彰・慶弔規定

（目 的）

第1条 この規程は、人吉市立西瀬小学校PTA規約第21条の規程に基づき、PTA会員相互の親和を深めることを目的として、これを定めます。

（経 費）

第2条 本規定の運営のために要する経費は、PTA予算より支出します。

（運 営）

第3条 表彰について

- (1) 本会の会長として1年、役員及び監事として3年、または学年長・副学年長、地区委員を含め5年、会の運営活動に貢献した役員については、本会を去る時点で表彰します。
- (2) その他特に表彰することが適当と認められる者については、PTA役員の協議決定に基づいて表彰します。
- (3) 表彰は、PTA会長及び学校長の連名で行います。
- (4) 表彰は、総会時において行います。

附則

本規程は、平成7年4月28日から施行します。

附則

本規程は、平成14年12月1日から施行します。

附則

本規程は、平成21年4月18日から施行します。

月	会 議 等	学 年	行 事 ・ 活 動 等	市 P T A 等
2025 4	17(水)本部役員会⑦(旧) 26(土)PTA総会	9(水)入学式 1年役員選出	8(火)第1学期始業式 9(水)入学式 18(金)見知り集会・見知り遠足 通学路点検 26(土)授業参観・学年懇談会 PTA総会	28(月)市P連理事会 (一)新旧会長、役員 合同会議
5	1(木)本部役員・学年長・地 区委員・専門委員合同会議 1(木)本部役員会①	※学年PTA活動・ 親子行事等 (5月～3月)	(水)あいさつ運動 23(金)運動会準備 24(土)運動会	26(月)市P連役員選考 委員会、家庭教 育部会
6			11(水)あいさつ運動 ・P役員(毎月第2・4水曜日) ・民生委員(毎月第1・3水曜日) 25(水)あいさつ運動 12(木)第1回学校運営協議会	6(金)市P連総会 27(金)市P連理事会
7	10(木)本部役員会②		4(金)学期末PTA 9(水)あいさつ運動 18(金)第1学期終業式	(一)市P連理事会 25(金)市P連主催座談 会
8			28(木)第2学期始業式	1(金)二中校区4校交流会
9		28(日) 学年行事 西瀬祭(全学年)	10(水)あいさつ運動 21(日)PTA親子美化作業 150周年記念ドローン撮影 24(水)あいさつ運動	13(土)市P連理事会 13(土)市P連・球磨P連 合同勉強会
10	7(火)本部役員会③	9(木)5・6年学年行 事おくんち祭参加 12(日)6年学年行 事デイキャンプ	8(水)あいさつ運動 16(木)「熊本の学び」研究発表 21(火)にしぜカムカムDay 22(水)あいさつ運動	6(月)市P連理事会 18(土)九P福岡大会 ～19日
11			1(土)150周年記念式典 さざなみ文化祭 12(水)あいさつ運動 13(木)犬童球溪顕彰音楽祭 26(水)あいさつ運動	8(土)県あまくさ大会
12	4(木)本部役員会④ 10(水)選考委員会		4(木)学期末PTA、学年懇談会 6(土)門松づくり 8(月)第2回学校運営協議会 10(水)あいさつ運動 24(水)第2学期終業式	13(土)市P連理事会、家 庭教育合同会議
2026 1	13(火)本部役員会⑤ 9(金)選考委員会		8(木)第3学期始業式 14(水)あいさつ運動 17(土)どんどや準備 18(日)第39回どんどや 22(木)持久走大会 28(水)あいさつ運動	26(月)市P連学校訪 問(東小)
2			13(金)第3回学校運営協議会 25(水)あいさつ運動	7(土)市P連文化事業 ウォークラリー
3	10(火)会計監査 17(火)本部役員会⑥ ※4/16本部役員会⑦ (予定)		3(火)学年末PTA 6(金)お別れ集会・お別れ遠足 13(金)第3回学校運営協議会 23(月)修了式 24(火)卒業式	()市P連理事会

月	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
4							
5	20(火)第1回学年委員会						
6	21(土)第1回懇親会				27(金)田植え		
7							
8	27(水)第2回学年委員会						
9	28(日)西瀬祭	28(日)西瀬祭	28(日)西瀬祭	28(日)西瀬祭	28(日)西瀬祭	28(日)西瀬祭	
10					9(日)おくんち祭り 神幸行列参加 24(金)稲刈り	9(日)おくんち祭り 神幸行列参加 12(日)親子デイキャンプ ラフティングor球泉洞探検 ・BBQ	
11					23(日)脱穀・精米作業		
12							
1	18(日)どんどこや	18(日)どんどこや	18(日)どんどこや	18(日)どんどこや	18(日)どんどこや	18(日)どんどこや	
2							
3						21(土)卒業祝賀会	
反省・引継ぎ事項など	150周年記念学年行事 事業費20,000円 ー装飾・景品代15,698円 +売上14,700円 =残金19,002円 活動費15,000円 +残金19,002円 =34,002円は次年度へ 繰り越します。			・西瀬祭は初めてのことで、 たのしみや楽しさを伝える ことができたので、保護者 の皆さんに助けられました。 ・協力をいただいた保護者 の皆さんに感謝の気持ちを 伝えたいです。 ・田んぼの管理をされている 山本さんとの連絡が取り づらく、米作りに関しては 学年間での引継ぎがあっ てよと思う。		・児童数が少なく、平日の参 行事となると保護者の参加 が難しい。 ・おくんち祭の神幸行列が 他校区との共同参加と聞 かされていなかった。 ・田んぼの管理をされている 山本さんとの連絡が取り づらく、米作りに関しては 学年間での引継ぎがあっ てよと思う。	・おくんち神幸行列に参 加しますが、平日に行わ れるので保護者の参加が 難しいと思います。わくわ くサポーター等の参加も 検討してもらえればと思 います。

月	広報委員会	交通委員会	父親委員会	保体委員会	家庭教育委員会
4					
5	23(金)運動会準備 25(日)運動会写真撮影	23(金)運動会準備 25(日)運動会駐車場整理		23(金)運動会準備 25(日)運動会	23(金)運動会準備(ロープ張り等) 25(日)運動会
6					16(水)エプロン補修作業
7					
8			18(日)親子美化作業		
9	21(日)親子美化作業・150周年 ドローン写真撮影	21(日)親子美化作業・150周年 ドローン撮影駐車場整理	21(日)親子美化作業		21(日)親子美化作業 27(土)西瀬祭前日準備 28(日)西瀬祭物品販売等 31(金)150周年式典前日準備
10	20(月)第1回広報委員会 (PTA新聞第1号校正)				
11	1(土)150周年式典・さざなみ文 化祭写真撮影				1(土)150周年記念式典・さざな み文化祭対応 29(土)門松づくり準備 6(土)
12	6(土)門松づくり写真撮影		門松づくり準備 6(土)門松づくり		
1	17(土)どんどや準備 18(日)どんどや写真撮影 22(木)持久走大会写真撮影	17(土)どんどや準備 18(日)どんどや駐車場整理 22(木)持久走大会児童誘導	18(土)どんどや準備 19(日)どんどや	17(土)どんどや準備 18(日)どんどや駐車場整理 22(木)持久走大会児童誘導	18(土)どんどや準備 19(日)どんどや
2					
3	上旬 第2回広報委員会 (PTA新聞第2号校正) 中旬 第2号製本・発行				
反省・引継ぎ事項など	<p>・広報誌の発行を、年3回から2回に変更しました。これにより、修学旅行特集・集団宿泊特集・卒業特集が紙面からカットとなりましたが、学校及び広報委員の負担を軽減することができたと思います。</p>				

令和7年度 西瀬小PTA決算書

1 収入の部

項目	当初予算額	補正額	予算現額	収入額	増減	備 考
繰越金	166,223	0	166,223	166,223	0	令和6年度会計から繰り越し
会費	518,750	0	518,750	518,750	0	
その他	90	0	90	467	377	貯金利息等
合計	685,063	0	685,063	685,440	377	

2 支出の部

項目	当初予算額	補正額	予算現額	支出額	残額	備 考
研修費	162,500	0	162,500	106,950	55,550	九P大会、県P大会等
本部費	40,000	0	40,000	40,000	0	総会、記念品
活動費	185,000	0	185,000	84,708	100,292	美化作業・どんどや、門松作り等
学年PTA費	90,000	0	90,000	90,000	0	各学年へ
消耗品費	15,000	0	15,000	14,692	308	事務用品
通信費	1,000	0	1,000	990	10	切手
負担費	130,000	0	130,000	99,722	30,278	市P負担金、賠償保険
慶弔費	10,000	0	10,000	0	10,000	電報代
児童奨励費	44,200	0	44,200	44,200	0	卒業記念品(34名分)
予備費	7,363	0	7,363	0	7,363	
合計	685,063	0	685,063	481,262	203,801	

3 収支

収入 685,440 - 支出 481,262 = 残高 204,178

上記のとおりご報告致します。

なお、残高 204,178 は令和8年度会計へ繰り越しいたします。

令和8年3月10日

西瀬小学校PTA会長

熊澤 朋寛



会計

柳瀬 成博



監査の結果、会計簿、領収書、預金通帳ともに正確に処理されており、何ら異常を認めませんでした。

令和8年3月10日

西瀬小学校

監事

山崎 竜次



監事

田原 聖史郎



人吉市立西瀬小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は人吉市立西瀬小学校PTAと称し、事務局を同校内におきます。

第2章 目的

第2条 本会は児童を正しく明るく育てていくために、会員の教養を高め、家庭と学校の連絡を緊密にし、協力して児童の健全な成長を図ります。

第3章 会員

第3条 本会の会員は保護者、教職員及び本会の目的に賛同する者です。

第4章 会員の権利義務

第4条 本会の会員には下の権利と義務があります。

- (1) 会員はすべて規定の会費を納めますが、その負担は平等です。
- (2) 会員は会の目的を達成するために、総会において自由に発言し議決する権利があります。但し、故意に会費を納入しない者は総会における議決権を有しません。
- (3) 会員は総会で決した如何なることも忠実に履行する義務があります。

第5章 役員と選出

第5条 本会に次の役員をおきます。

- [会長] 1名 [副会長] 2名 (内1名地区委員長を兼任)
- [書記] 2名 (保護者1名、学校職員1名)
- [会計] 2名 (保護者1名、学校職員1名) [専門委員長] 6名
- [監事] 2名 [学年委員長] 1名

第6条 役員の選出については、役員選出規程を設け、これを別に定めます。

第6章 役員の任務

第7条 役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は会務を総理し本会を代表します。又、運営上必要な会合を招集します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をします。
- (3) 書記は、本会の一切の事務を処理し、総会及び役員会等の議事録を作成します。
- (4) 会計は、本会の会計事務にあたります。
- (5) 監事は、会計を監査し、総会にその結果を報告します。なお、必要に応じ役員会等において意見を述べることが出来ます。

第7章 役員の任期

第8条 役員の任期は1ヶ年とします。但し再任は妨げません。

第9条 役員に欠員が生じ、補充が必要であると役員会で議決されたときは、役員会によりこれを補充します。補充された役員の任期は前任者の残任期間とします。

第8章 総会

第10条 総会は年1回5月上旬までに開きますが、必要に応じて臨時に開くことができます。

2 次の事項は総会の議決を必要とします。

- (1) 予算の決定
- (2) 決算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員承認

第11条 総会は会員の2分の1の出席によって成立します。但し、委任状をもって出席とみなします。

第12条 総会の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決めます。

2 総会の議長はその都度選出します。

第9章 役員会

第13条 本会に役員会を設けます。

2 役員会は、会長・副会長・書記・会計・専門委員長・学年委員長・地区委員長の各役員及び学校長、教頭をもって構成し、主として、本会運営の企画予算案の作成で決定された事項の処理にあたります。

第14条 役員会は、構成員の3分の2の出席によって成立し、議事は全員一致を原則とします。

第10章 学年委員会、地区委員会及び専門委員会

第15条 本会に学年委員会及び地区委員会を設けます。

2 学年委員会は、各学年の学年長、副学年長をもって構成し、学年PTAの運営ならびに学年相互の連絡協調を図ります。なお、各学年の副学年長は、各学年から選出された専門委員のうち、2名が兼任するものとします。

3 地区委員会は、副会長兼地区委員長と各地区により選出された委員をもって構成し、補導委員を兼務し、主として児童の生活指導ならびに学校との連絡等にあたります。

第16条 本会に専門委員会を設けます。

2 専門委員会は、広報・保健体育・家庭教育・交通・父親の各委員会とします。

3 広報委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として文化広報活動を推進します。

4 保健体育委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として保健体育等の事業を推進します。

5 家庭教育委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、情操教育の推進、学校給食への示唆検討など児童の心身の発達と学校教育に対する理解をより一層深める活動を推進します。

6 交通委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、校区交通安全協会との緊密な連絡のもとに、主として児童の登下校指導ならびに交通安全活動を推進します。

7 父親委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として学校環境の整備美化を推進します。

第17条 委員の任期は1ヶ年とします。但し、再任を妨げません。また、欠員ができたとき、その都度補充された委員の任期は前任者の残任期間とします。

第11章 表彰・慶弔

第18条 本会に表彰・慶弔規程を設け、これを別に定めます。

第12章 特別委員会

第19条 本会は必要に応じ、役員会の議決によって特別委員会を設けることができます。

2 特別委員会は、その付託された事項の経過ならびに結果を総会に報告した後解散します。

第13章 会計

第20条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金をもってこれに充てます。

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わります。

第14章 雑 則

第22条 この規約に定めるもののほか、本会運営に必要な規程は役員会において定め、総会にて報告します。

附 則

本規約は、平成7年4月28日から施行します。

附 則

本規約は、平成9年4月25日から施行します。

附 則

本規約は、平成11年4月30日から施行します。

附 則

本規約は、平成12年4月21日から施行します。

附 則

本規約は、平成14年12月1日から施行します。

附 則

本規約は、平成21年4月18日から施行します。

附 則

本規約は、平成27年4月18日から施行します。

附 則

本規約は、平成30年4月21日から施行します。

附 則

本規約は、平成31年4月20日から施行します。

附 則

本規約は、令和7年2月25日から施行します。

人吉市立西瀬小学校PTA役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は人吉市立西瀬小学校PTA規約第6条の規定に基づき、人吉市立西瀬小学校PTAの役員（以下「PTA役員」と表す）を選出する目的としてこれを定めます。

(選考委員会)

第2条 PTA役員を選出のために人吉市立西瀬小学校PTA役員選考委員会（以下「選考委員会」と表す）を設けます。

- 2 選考委員会は、第3・4・5学年長の3名、各専門委員（広報・交通・父親・保体・家庭教育）の第3・4・5・6学年の中から1名ずつの5名、川北・川南の地区委員各2名ずつの4名、学校職員1名の合計13名とします。
- 3 選考委員長は第3・4・5学年長の中から1名、選考副委員長は地区委員の中から1名を互選します。
- 4 PTA役員に選出された選考委員は、その時点で選考委員会から退会します。
- 5 第1回選考委員会の招集は、PTA会長名で行います。第2回以降は、選考委員長名で招集します。

(役員を選出)

第3条 選考委員会では次の役員を選出し、総会に報告します。

- (1) 会長
- (2) 副会長（地区委員長兼任も含む）
- (3) 専門委員長
- (4) 監事

(学年委員長の選出)

第4条 学年委員長は、第6学年長から選出します。

(書記、会計の選出)

第5条 書記・会計については、会長の委嘱とします。

附 則

本規程は、平成14年12月1日から施行します。

附 則

本規程は、平成21年4月18日から施行します。

附 則

本規程は、平成23年4月16日から施行します。

附 則

本規程は、平成27年4月18日から施行します。

附 則

本規程は、平成30年4月21日から施行します。

附 則

本規程は、平成31年4月20日から施行します。

附 則

本規程は、令和6年1月1日から施行します。

人吉市立西瀬小学校 P T A 表彰・慶弔規程

(目的)

第 1 条

この規程は、人吉市立西瀬小学校 P T A 規約第 2 1 条の規程に基づき、P T A 会員相互の親和を深めることを目的として、これを定めます。

(経費)

第 2 条

本規程の運営のために要する経費は、P T A 予算より支出します。

(運営)

第 3 条

1 表彰について

- (1) 本会の会長として 1 年、役員及び監事として 3 年、または学年長、副学年長、地区委員を含め 5 年、会の運営活動に貢献した役員については本会を去る時点で表彰します。
- (2) その他特に表彰することが適当と認められる者については、P T A 役員協議決定に基づいて表彰します。
- (3) 表彰は、P T A 会長及び学校長の連名で行います。
- (4) 表彰は、総会時において行います。

2 弔事について

- (1) 児童が死亡した場合は、弔慰金 5, 0 0 0 円とし、会葬します。
- (2) P T A 会員が死亡した場合は、弔慰金 5, 0 0 0 円とし、会葬します。
- (3) 会員の家屋が災害のため被害を受けた場合は、又は会員に会務による傷病が生じた場合は、P T A 役員会の協議決定に基づきます。
- (4) 学校職員の家族(配偶者及び一親等)が死亡した場合は弔電とします。

附則

本規程は、平成 7 年 4 月 2 8 日から施行します。

附則

本規程は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日から施行します。

附則

本規程は、平成 2 1 年 4 月 1 8 日から施行します。

西瀬小学校 PTA 旅費規程

西瀬小学校 PTA

- 1 会員が会務により旅行した時は下表に基づき旅費を支給する。
- 2 旅費は実費弁償を基準として交通費及び日当並びに宿泊費とする。
- 3 交通費は県外等遠距離地はJRの運賃とし、県内及び隣接地は自動車利用を基準とする。
県外においてJRを使用しなかった場合は実費支給とする。
 自動車旅行の旅程は熊本県が定めた路程表の距離とし、1キロ当たり37円とし、往復の距離により支給する。なお、距離に端数が生じたときは切り捨てる。
 起点は西瀬小学校とし、熊本県が定めた**人吉市(人吉)を起点**とした旅費早見表を利用する。
 車に同乗した場合は日当のみとし、交通費は支給しない。
- 4 日当は球磨人吉管内は半日用務の場合**550円**、1日用務の場合は**1,100円**とする。
管外の旅行は日当**1,100円**とする。また、県外の旅行は2,200円とする。
- 5 宿泊の必要がある場合は宿泊費として実費を支払う。
- 6 全国研究大会、九州PTA研究大会に関しては、予算の状況参加人数を換算し執行する。
飲食を伴う出席負担金等については、会費の半額支給を基本とする。
- 7 この規程に定めた以外のことについては、その都度役員会で協議し決定する。
- 8 この規程は令和4年4月1日から施行する。

地名	キロ数	半日旅費	1日旅費	地名	キロ数	半日旅費	1日旅費
人吉		550		五木	30.8	2,807	3,357
大畑	10.3	1,290	1,840	山田甲	5.2	920	1,470
西	6.5	1,031	1,581	渡	7.9	1,105	1,655
一武	8.7	1,179	1,729	一勝地	13.1	1,512	2,062
木上	10.4	1,290	1,840	芦北	43.6	4,319	
免田	15.2	1,660	2,210	水俣	62.9	5,725	
須恵	18.4	1,882	2,432	八代	58.8	5,429	
深田	14.2	1,586	2,136	県庁	96.8	8,241	
多良木	20.2	2,030	2,580	山鹿	124.3	10,276	
湯前	25.5	2,437	2,987	玉名	125.4	10,350	
湯山	36.6	3,251	3,801	内牧	140.8	11,497	
深水	7.3	1,068	1,618	本渡	151.1	12,274	

令和8度PTA役員

役員名		氏 名
会 長		
副会長		
書 記		(会長委嘱)
		(学校)
会 計		(会長委嘱)
		(学校)
監 事		
専 門 委 員 会	広報委員長	
	父親委員長	
	保体委員長	
	交通委員長	
	家庭教育委員長	(市P)
(校内)		
学年委員長		
地区委員長		
顧 問		

月	会 議 等	学 年	行 事 ・ 活 動 等	市 P T A 等
2026 4	16(木)本部役員会⑦(旧) 25(土)PTA総会 30(木)本部役員会① 本部役員・学年長・地区委員・専門委員合同会議 地区委員会	9(木)入学式 (1年役員選出)	8(火)第1学期始業式 9(水)入学式 17(金)見知り集会・見知り遠足 通学路点検 25(土)授業参観・学年懇談会 PTA総会	()市P連理事会 ()新旧会長、役員 合同会議
5		※学年PTA活動 ・親子行事等 (5月～3月)	(水)あいさつ運動 ・P役員(毎月第2・4水曜日) ・民生委員(毎月第1・3水曜日) (水)あいさつ運動 22(金)運動会準備 23(土)運動会	()市P連役員選考 委員会、家庭教 育部会
6			(水)あいさつ運動 ()第1回学校運営協議会 (水)あいさつ運動	()市P連総会 ()市P連理事会
7	8(水)本部役員会②		2(木)学期末PTA (水)あいさつ運動 17(金)第1学期終業式	()市P連理事会 ()二中校区4校交流会
8			28(金)第2学期始業式	()市P連主催座談会
9			(水)あいさつ運動 (水)あいさつ運動	()市P連理事会 ()市P連・球磨P連 合同勉強会
10	14(水)本部役員会③		(水)あいさつ運動 20(火)にしげカムカムDay 31(土)さざなみ文化祭	()市P連理事会 24(土)九P宮崎大会 ～25日
11			(水)あいさつ運動 12(木)犬童球溪顕彰音楽祭 (水)あいさつ運動	28(土)県P荒尾大会
12	9(水)本部役員会④ 14(月)選考委員会		4(金)学期末PTA、学年懇談会 5(土)門松づくり (水)あいさつ運動 ()第2回学校運営協議会 (水)あいさつ運動 24(木)第2学期終業式	()市P連文化事業 ウォークラリー ※西瀬小担当 ()市P連理事会、家 庭教育合同会議
2027 1	13(水)本部役員会⑤ 18(月)選考委員会		8(金)第3学期始業式 (水)あいさつ運動 16(土)どんどや準備 17(日)第40回どんどや (水)あいさつ運動 28(木)持久走大会	
2			(水)あいさつ運動 ()第3回学校運営協議会 (水)あいさつ運動	()市P連学校訪 問()
3	10(水)会計監査 17(水)本部役員会⑥ ※4/15(木)本部役員 会⑦(予定)		5(金)学年末PTA (水)あいさつ運動 12(金)お別れ集会・お別れ遠足 23(火)修了式 24(水)卒業式	()市P連理事会

令和8年度 西瀬小学校PTA予算(案)

1 収入の部

項目	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘要
繰越金	204,178	166,223	37,955	令和7年度会計より繰り越し
会費	481,400	518,750	△ 37,350	4,150円×116会員数(P103+T13)
学校徴収金口座引落手数料	56,650	0	56,650	引落手数料(110円×5回×103件)
雑収入	200	90	110	預金利息
合計	742,428	685,063	57,365	

2 支出の部

項目	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘要
研修費	150,000	162,500	△ 12,500	九P、県P、市P大会 校長・会長・家庭教育委員長合同研修等
本部費	40,000	40,000	0	総会、記念品
活動費	250,000	185,000	65,000	門松づくり材料、どんどや関係等活動費 PTA新聞、美化作業等
学年PTA費	90,000	90,000	0	各学年
消耗品費	15,000	15,000	0	事務用品等
通信費	1,000	1,000	0	切手
負担費	100,000	130,000	△ 30,000	市P負担金、賠償保険等
慶弔費	10,000	10,000	0	
児童奨励費	20,800	44,200	△ 23,400	卒業記念品 16名
学校徴収金口座引落手数料	56,650	0	56,650	引落手数料(110円×5回×103件)
予備費	8,978	7,363	1,615	
合計	742,428	685,063	57,365	

※補正額につきましては、役員会で協議の上流用し、決定することをご了承ください。
以上提案いたします。

令和8年4月25日
西瀬小学校PTA会長

にしぜ3つのあいことば



ほっこり笑顔でびかいちあいさつ
しっかり磨いてびかいちぞうじ
せんいん友達ちびかいち仲間

《学校生活 (がっこうせいいかつ)》

- 登下校は特別な事情があるとき以外は、歩きましょう。(朝は、登校班で並んで登校し、殊いで下校します。)
- 登下校のときは、安全タスキをつけましょう。
- 登校したら名札をつけ、下校時に外して帰りましょう。
- 学校には、学習に必要な物だけを持ってきましょう。

《家庭・地域での休みの日の生活 (かてい・ちいきでのやすみのひのせいいかつ)》

- ご家庭で子供さんと向き合って、話し合いをされ、保護者の方で可否の判断をされてください。

〔・外泊について

・携帯・ゲーム機等の使用方法について

- 家に帰り着く時刻 (帰宅時刻) を守りましょう。
5月～10月：午後6時には家に帰り着く。
11月～ 4月：午後5時には家に帰り着く。



《自転車の乗り方 (じてんしゃののりかた)》

- 自転車には、次の場所で乗りましょう。



【1・2年生】 お家の人の目の届くところ。	【3・4・5・6年生】 3・4年生は、4月の交通安全教室を受けて、お家の方に許可を受けてから。校区内のみ。	※ 方が二の事故に備えて TS マーグ (自転車向け保険) の貼り付け等、傷害補償や賠償保険に備えましょう。
--------------------------	--	--

- 自転車で乗る時は、交通のきまりを守り、必ずヘルメットをかぶりましょう。
- 二人乗りや並進乗り (横並びで乗る) など、危ない乗り方はしません。

《遊び方 (あそびかた)》

- 子供同士でのお金や物の貸し借り、交換、売り買いはしません。
- 危険な遊びはしません。(エアガン、爆竹、刃物、火遊びなど)
- ゲームセンター (お店のゲームコーナーも含む) などは、子供だけでは行きません。
- 川遊びや魚釣りに行くときは、子供だけでは行きません。
- 子供だけで校区外へは行きません。



保護者の皆様へ

こちらは「西瀬小よい子のきまり」です。お子さんと一緒に御一読いただき、御家庭の見えるところに掲示していただければと思います。きまりを守っていくことは、大切なお子さんの命を守ること、また、子供たちに自分や周りの人の命を守り守ろうとする心を育むものと考えていきます。学校だけの指導では、目の行き届かないところもありますので、これまでどおり、御家庭での声かけ・御指導をよろしくお願ひします。子供たちの笑顔がいっぱいに溢れる西瀬小校区になりますよう協力していきましょう。

令和8年4月25日

西瀬小学校
各保護者様

人吉市立西瀬小学校
校長 黒木 秀一

緊急時の対応及び連絡方法について

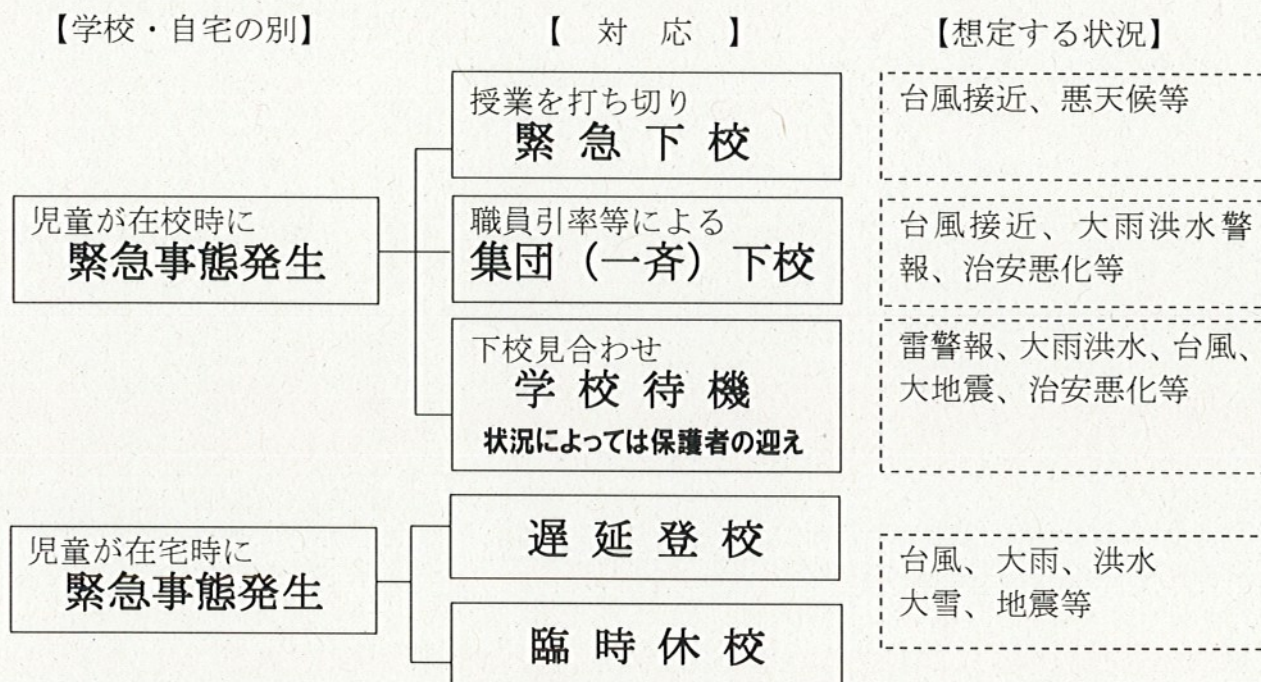
陽春の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、緊急時の基本的な対応について、下記のとおり定めておりますのでお知らせします。

つきましては、御確認の上、御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 緊急時の対応



2 保護者への緊急連絡方法

- 学校からの「Line スクール連絡帳」の配信
※ 登録者へ送信します。登録をされていない御家庭、または、登録されたのに送信されない御家庭は、登録をお願いします。
- 学校からの文書
- 学校ホームページ
- 市の防災無線による一斉放送

3 その他

- ・ 連絡がない場合には、原則として通常どおりの登校とします。但し、各家庭で状況が異なることが考えられますので、保護者の方で判断をしていただき、遅延登校や欠席の場合は、学校への連絡をお願いします。
- ・ 今年度も引き渡し実施訓練を予定しております。6月9日（予定）に実施予定です。

＜ 問い合わせ ＞
 人吉市立西瀬小学校
 担当：防災主任 田中
 TEL：0966-22-3907

名称		熊本県PTA共済	
加入	安互コース PTA会員	P災コース 児童・教職員・指導者	
掛金	個人負担 一戸150円	個人負担 一人500円	
保障の概要	(1) 死亡 500万円 (交通事故100万円) (2) 障害 500万円 (交通事故100万円) (3) 負傷 30万円 (4) 交通事故 負傷 5万円 (5) 歯科(保険外治療) 規定額	(1) 死亡 学校教育外活動 3,000万円 学校管理下 1,500万円 (2) 障害 学校教育外活動 3,000万円 学校管理下 1,500万円 (3) 負傷 学校教育外活動 100万円 (4) 交通事故 死亡 500万円 障害 500万円 負傷 5万円 (5) 歯科(保険外治療) 規定の額	
対象	1 県P連、九P連等主催行事 2 郡市町村P連主催行事 3 単位PTA主催行事 4 単位PTA会長承認学校行事 5 交通事故 ※給付の対象となる活動及び活動参加のための正規の往復中	1 学校教育活動 2 学校教育外活動 3 交通事故 ※学校長またはPTA会長が承認していない活動中、または往復中の事故は適用の対象にならない	
名称		独立行政法人日本スポーツ振興センター	
加入	児童		
掛金	個人負担 一人460円 ※935円のうち475円は人吉市が負担		
保障の概要	(1) 死亡の場合は 3,000万円 (運動などの行為と関連しない突然死および登下校中の場合 1,500万円) (2) 障害 4,000万円～88万円 (登下校中の場合 2,000万円～44万円) (3) 医療費 5,000円以上		
対象	1 学校管理下		

＼ 令和8年度から ／

学校給食費を無償化しました

人吉市では、子育て世帯の経済的負担軽減と地域の未来を担う子どもたちのために、令和8年度実施分からすべての市立小中学校における学校給食費を無償化しました。

◆令和8年度 学校給食費の単価（食材実費相当額）

学校区分	年間給食回数	学校給食費（無償化となる金額）		備考（参考）
		一食単価	年間	
小学校	184回	一食単価	308円	令和7年度一食単価 280円
		年間	56,672円	
中学校	180回	一食単価	360円	令和7年度一食単価 327円
		年間	64,800円	

※物価高騰の影響により、児童生徒の成長に必要な質・量の確保が難しいため、令和7年度の金額から増額改定しました。施設の管理費や人件費は上記単価には含まれておらず、別途人吉市が負担します。

※ 無償化に関する手続き等はありません。

人吉市学校給食センターでは、市内全ての小中学校の給食を調理し、提供しています。今後も引き続き、安心安全で栄養バランスのとれた温かい給食づくりに取り組んでまいります。

問い合わせ先

人吉市教育委員会 学校教育課 学校給食センター係

電話 0966-23-5052（直通）

令和8年4月7日

保護者 様

人吉市立西瀬小学校

校長 黒木 秀一

PTA会長 熊澤 朋寛

令和8年度副教材費・学年費・PTA会費等の納入手続きについて
新春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、このことについては先日前お知らせをしたところです。

つきましては、口座振替による納入手続きを進めてまいりますので、お手数とは存じますが、以下のとおり手続きを行っていただくようお願いします。

1 配付物（一世帯に1枚配付）

- （1）WEB口座振替受付サービスについて（QRコード記載）
- （2）WEB口座振替受付サービス操作手順
- （3）学校徴収金Q&A

2 登録手続完了期限

令和8年4月24日（金）

3 その他

- （1）今年度の集金額は、第1回学年PTA並びに各学校PTA総会後に通知いたします。
- （2）口座振替手数料が1回につき110円（保護者負担）が必要です。残高不足により振替できなかった場合でも手数料は発生します。
- （3）何かお尋ね等ありましたら、事務室 林（Tel 22-3907）までご連絡ください。

令和8年4月25日

西瀬小学校
各保護者 様

人吉市立西瀬小学校
校 長 黒木 秀一
P T A会長 熊澤 朋寛

P T A会費の納入の方法について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から学校教育並びにP T A活動にご協力いただき感謝いたします。

さて下記の件につきましてお知らせいたします。今年度も保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 納入金額

年額4, 1 5 0円、県P安互コース掛け金1 5 0円の合計金額4, 3 0 0円を、口座振替にて納入していただきます。

2 納入方法・振替日

5月28日、登録口座からの振替にて納入していただきます。

< 問い合わせ >
人吉市立西瀬小学校
担 当：事務 林
TEL：0966-22-3907

御 挨 拶

うらかな陽春の候、皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち西瀬小学校教職員一同、誠心誠意お子様の健やかな成長のために努力いたす所存です。

今後とも、御協力・御支援を賜りますようお願いいたします。

令和8年4月吉日

役 職	名 前	役 職	名 前
校 長	くろき しゅういち 黒木 秀一	あおぞら	おかむら みちよ 岡村 美千代
教 頭	もり まさみ 森 雅美	教務主任 理科専科	おがた えみ 尾方 絵美
1年1組	みやざき きみえ 宮崎 公恵	養護教諭	なかむら りえ 中村 理恵
2年1組	たかた けいし 高田 敬史	事務職員	はやし いくこ 林 育子
3年1組	がもう とみみ 蒲生 知未	特別支援教育 支援員	いした せいこ 井下 聖子
4年1組	たなか こうよう 田中 康陽	特別支援教育 支援員	かわなべ あいり 川邊 愛里
5年1組	つつみ なお 堤 直	事務補助	みやかわ りえ 宮川 理恵
6年1組	なかしま かずみ 中島 和美	教員業務 支援員	よしむら よしあき 吉村 義秋
なのはな	いわさか ふき 岩坂 富貴		



わくわくサポーター

「わくわくサポーター」ってなに？

今日、地域と学校が協働し、未来を担う子供たちの生き抜く力の育成と地域が主体的に地域を創ることが求められています。そこで、具体的な取り組みとして行われているのが地域学校協働活動です。学校から学習応援の要請を受け、地域学校協働活動推進員がわくわくサポーターに連絡調整を行い、先生方と一緒に活動します。人吉市では、令和元年度から全ての小中学校で取り組んでいます。

【学校から地域への依頼の流れ（例）】

- 校外学習を予定しているけど、国道を通るから安全に活動できるか不安だなあ。
- ミシンを使うとき1班に1人、補助してもらえると学習が深まるな。地域の方に応援してもらおう！！



令和7年度 ～例えば～



子供たちの感想

ミシンの使い方を丁寧に教えてもらったので、早く仕上がりました。

僕は大きくなってから、人のためにできることをやりたい

夏休みの学習のおかげで、少し分かるようになりました。

社会科見学でわからないことがあったとき教えてもらって助かりました。



わくわくサポーター

どんな活動がありますか？

読み聞かせ、一斉下校時の見守り、あいさつ運動、校外学習引率（町たんけん、社会科見学、学校の周り調べ）、環境整備（花の苗植え、草刈り、落ち葉掃き、草取り）、教科指導補助（書写、ミシン、水生生物調査、昔遊び、米作り等）、クラブ活動（ウンスンカルタ）、部活動指導補助（剣道）等。



活動までの流れは（学校から地域への依頼の場合）・・・



学校からの依頼



→ 推進員



→ わくわくサポ

ーター

推進員が、メール、または電話でご連絡します。

活動中に怪我をしたら・・・

わくわくサポーター活動は、公民館総合保障制度の対象となり、補償を受けることができます。必要な情報の提供にご協力をお願いします。

わくわくサポーターの申込み方法は？

登録用紙は小中学校、公民館、教育委員会においてあります。必要事項を記入の上、登録用紙が設置してあるところへ提出していただくか、QRコードで申し込みください。後日、事務局からサポーター証を郵送いたします。活動時にはサポーター証を身に着けてください。



資格は必要ですか？

資格は必要ありません。これまでの人生経験を活かしていただくことで、子供たちの学習の機会や幅が広がります。人吉市では、10代から90代の方が登録し、活躍されています。

一人では心細いな・・・

団体登録という制度があります。グループで登録されるとグループの方と一緒に活動に参加することができます。

活動する際のお願い

登録時にお配りする「サポーターの心得」（例えば、個人情報の厳守。子供たちの気持ちの尊重。などなど）を守っていただくようお願いしています。

サポーターさんの感想・想い

できることを少しずつ…。
これからも子供たちと関わりながら、元気をもらいたいと思います。



温故知新。成長を見守っていく。自分も子供たちの話を聞いて成長する。孫がいなくても参加したい。子供を通してのつながりを大切に。

お問い合わせ：人吉市教育委員会 社会教育課（Tel 22-7028直通
コーディネーター（田代・松舟・岩崎）

お知らせ

「小・中学生総合保障制度」(こども総合保険)の加入手続きはお済みですか?
未加入の方は、この機会にぜひご加入ください。

オンライン申込の締切日が迫っています!!

申込締切日 4月30日(木)

補償開始日 お申込みが完了した日の翌日午前0時から

加入者証送付 6月下旬ごろ

掛金口座振替日 6月29日(月)

重要
保護者の皆様へ

もしもの備えは万全ですか?

小・中学生総合保障制度
こども総合保険

子ども総合保険ってー
学校がお休みの日の事故も補償されるんだね。

なんといっても幅広い設備とサービスで安心なんです!

ケガ (自転車乗車(個人賠償責任) 示談交渉サービス)
ケガ (個人賠償責任) サービス
ケガ (個人賠償責任) サービス
ケガ (個人賠償責任) サービス

しかも、24時間補償対象なんだ。

保険金請求はオンラインで24時間365日受け付けています。

詳しくは、パンフレットを贈呈していきますよ!

24%
※引当金

1年分の掛金 4,950円
月換算で 413円
※EKプランの場合

▼このご案内を学校から配付された児童生徒はみなさまご加入いただけます▼

オンライン申込の場合
3月31日(木)
補償開始日 4月1日(木)
4月30日(木)
補償開始日 お申込み完了の翌日から
※補償後の加入については事務局へご相談ください

スマホから簡単に申し込みOK

熊本県PTA連合会

2026年度(5月31日)

小・中学生総合保障制度 (こども総合保険)は

自転車事故も

県の自転車条例にも対応。

カバーします。

さらに、お子さまが

SNS上での誹謗中傷や、

対人トラブルなどで被害を

受けた場合もカバーします。*

※EKプランでは補償されません。

オンラインで簡単お申込み!

事前に口座情報がわかるものをお手元にご用意ください。

申込サイトはこちら



※ あらかじめ、@aig.co.jp からのメール受信の許可設定をしていただきますようお願いいたします。お申込みが完了する前に同一のメールアドレスで4回以上登録はできません。

小・中学生総合保障制度（こども総合保険）の信頼と実績

開始時期

平成26年4月開始から

11年目

支払実績

令和元年度から

お支払いした件数 約4,400件

お支払いした保険金の額 約1.1億円

●実績データは、2019年4月1日から2025年10月1日までの期間におけるこども総合(小中学生総合保障制度)に関するデータです。

こんな場合に備えていますか？

ケース1

近年増加している

熱中症!



昨年、熱中症で病院に
搬送された人数は
10万230人も!



総務省消防庁 令和7年5月1日～9月30日

ケース2

学校から貸与された

**端末を
誤って破損!**



学習中に誤って机から
落下させて壊れてしまうことも!

ケース3

小学生が起こした

自転車事故で

約9,520万円の

賠償命令が!

神戸地方裁判所、平成25年7月判決



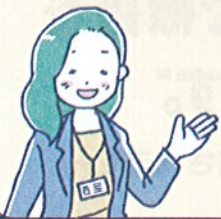
高額賠償にも対応!

個人賠償責任補償は本人だけでなく**ご家族全員**が補償の対象となります。

(ご家族の範囲はパンフレット等でご確認ください。)

補償内容を動画に
まとめました。

3分程の動画です。
ぜひご覧ください。



●この制度の詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

※パンフレット、加入依頼書がお手元ない場合や、当制度のお問い合わせは下記取扱代理店・扱者までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先〈制度取扱代理店〉

株式会社コーリン
(保障制度事務局)

通話料無料 **0120-228-553**

受付時間／平日 午前9:00～午後5:00